

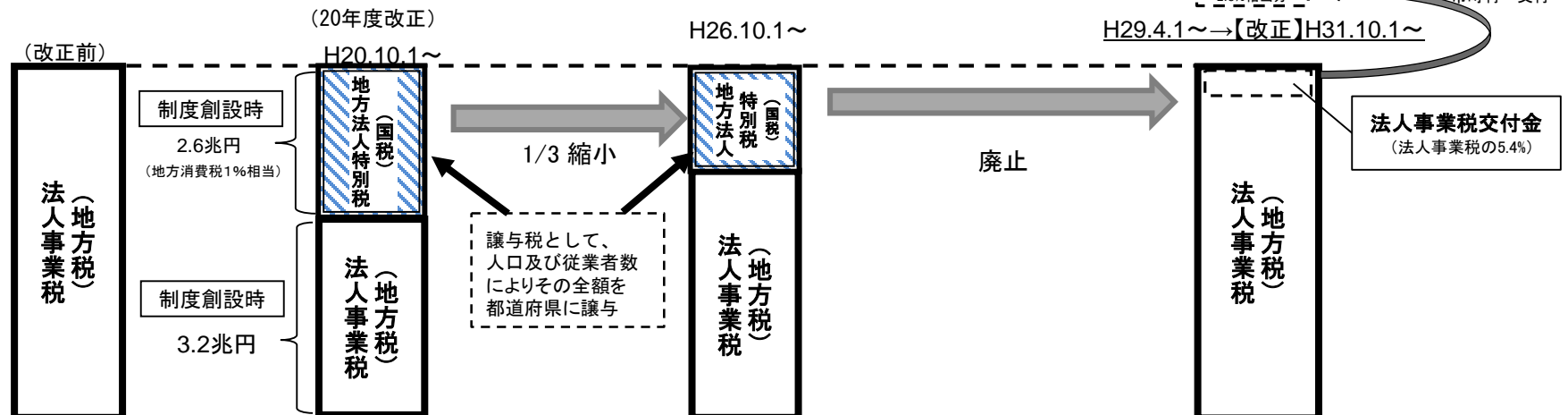
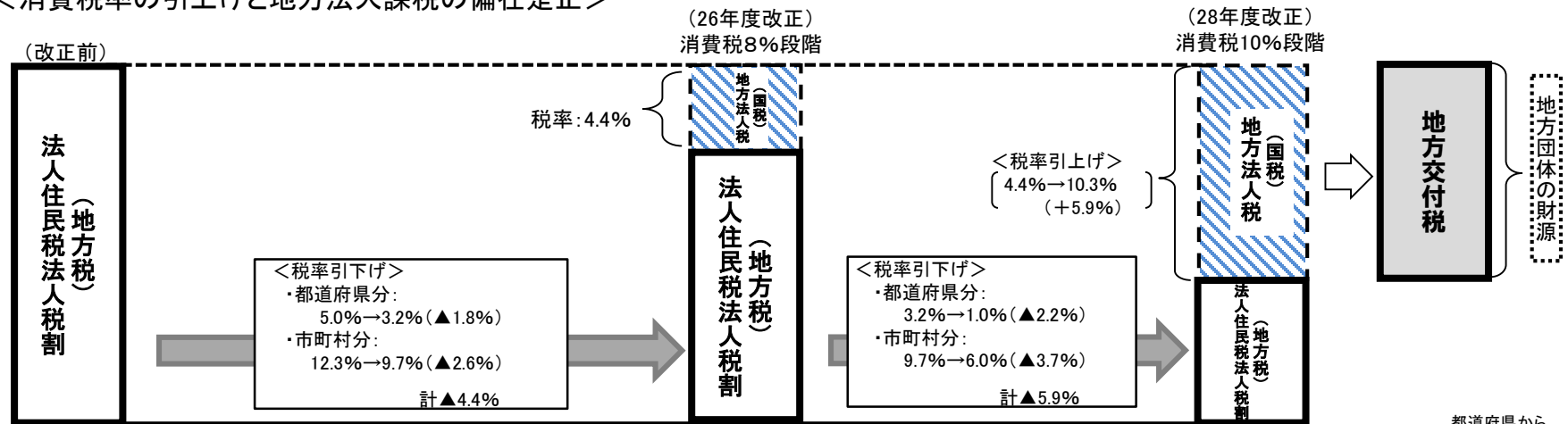
新たな偏在是正措置に係る対象税目について

新たな偏在是正措置に係る対象税目の考え方①

○ 平成30年度与党税制改正大綱(抜粋)

こうした観点から、特に偏在度の高い地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置について、消費税率10%段階において地方法人特別税・譲与税が廃止され法人事業税に復元されること等も踏まえて検討し、平成31年度税制改正において結論を得る。

<消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正>



(参考) 現行の地方法人特別税・譲与税制度の位置付け

地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)(抄)

(趣旨)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

衆議院本会議 平成20年2月19日 福田内閣総理大臣答弁

○内閣総理大臣（福田康夫君）

この地方税の偏在是正措置は、消費税を含む税体系の抜本的改革において、地方消費税の充実、地方法人課税のあり方の見直しを含む地方税改革の実現に取り組むこととし、それまでの間の暫定措置として講じることとしたものであります。

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための 消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）（抄）

（税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策に関する措置）

第七条 第二条及び第三条の規定により講じられる措置のほか、政府は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第十三号）附則第百四条第一項及び第三項に基づく平成二十四年二月十七日に閣議において決定された社会保障・税一体改革大綱に記載された消費課税、個人所得課税、法人課税、資産課税その他の国と地方を通じた税制に関する抜本的な改革及び関連する諸施策について、次に定める基本的方向性によりそれらの具体化に向けてそれぞれ検討し、それぞれの結果に基づき速やかに必要な措置を講じなければならない。

五 地方税制については、次に定めるとおり検討すること。

イ 地方法人特別税及び地方法人特別譲与税について、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置であることを踏まえ、税制の抜本的な改革に併せて抜本的に見直しを行う。

ロ 税制の抜本的な改革による地方消費税の充実と併せて、地方法人課税の在り方を見直すことにより税源の偏在性を是正する方策を講ずることとし、その際には、国と地方の税制全体を通じて幅広く検討する。

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）（抄）

（地方法人特別税等に関する暫定措置法の廃止）

第九条 地方法人特別税等に関する暫定措置法は、廃止する。

第2回検討会（地方三団体ヒアリング）における主な意見

[全国知事会・石井委員]

- （既に決まっている消費税率10%段階での地方法人特別税・譲与税の廃止と、現在検討している新たな偏在是正措置との関係の考え方について）知事会としてもこれからの議論であるが、個人的には、法人住民税については交付税原資化の措置が既にセットされており、それだけでは偏在是正効果の実効性が十分ではないならば、法人事業税が重要な検討対象となるのではないか。

[全国市長会・三木委員]

- 検討に当たっては、法人住民税は大幅な交付税原資化が既に決まっていることから、与党税制改正大綱を踏まえ、法人事業税について検討を行うことが重要。

[全国町村会・汐見委員]

- 地方法人特別税・譲与税の廃止に伴う法人事業税への復元は、単なる実施では格差が広がるだけ。
- 新たな偏在是正措置は法人事業税を用いて行うのが適当。また、町村の行政サービスの低下を招かないよう留意すべき。

新たな偏在是正措置に係る対象税目の考え方③

検討の視点

- 地方税収が増加し、地域間の財政力格差が拡大する中、消費税率10%段階において、地方法人特別税・譲与税制度が廃止され、法人事業税に復元されれば、さらに財政力格差が拡大すること。
- 法人住民税法人税割については、地方消費税率の引上げと併せて大幅な交付税原資化を講じている最中であること。
 - ・消費税率10%段階において、法人住民税法人税割の都道府県分の税率は1%
- 市町村の財政規模は、都道府県と比べて相対的に小さいため、その財政運営への影響について配慮が必要であること。

考え方

地方法人課税における税源の偏在を是正する新たな措置については、法人事業税を対象税目として考えることとしてはどうか。